

第一區 中教院 東京  
 第二區 中教院 山梨  
 第三區 中教院 愛知  
 第四區 中教院 京都  
 第五區 中教院 大阪  
 第六區 中教院 福岡  
 第七區 中教院 山崎  
 第八區 中教院 芝罘  
 別に一區東京市芝罘二合  
 本國に大教院あり、合  
 して九區とす。  
 【日正】 備前金川妙  
 覺の住職なり。  
 【日禎】 慈妙院と號  
 す、本國寺の住職にし  
 て明治十年二月權中教  
 正にて本宗管長と成る  
 【日熙】 青森縣本行  
 寺の住職明治十年一月  
 宗局の執事に任ぜら  
 る。  
 【日心】 備前龍華教  
 院の住職なり。  
 【十二教區】 其の  
 所在地等第五章に詳く  
 出だす往見。  
 【僧階十四級】 大  
 僧正(一級)權大僧正  
 (二級)僧正(三級)權僧  
 正(四級)僧部(五級)權  
 僧部(六級)大講義(七  
 級)權大講義(八級)中  
 講義(九級)權中講義  
 (十級)少講義(十一級)  
 權少講義(十二級)訓  
 導(十三級)權訓導(十四

び護法協賛會設立の件を議決す。  
 宗會は卅六年臨時宗會已後三年毎に之を開くの定めなりしが、大正元年  
 夏第六定期宗會已降は隔年毎に之を開くに至れり。  
 上述の如く宗門は維新已來時世の影響により、急調過激の變遷を経來り  
 しが、今後尙ほ幾變遷を埃つて諸般の制度確立するに至るべきを以つて、  
 維新已後を稱して過渡時代と呼べり、今や宗門は幕府時代の如き苛酷な  
 る政府の干渉より脱し、特に明治己丑に於ける帝國憲法の發せられて、邦  
 民等く信教の自由を得たるは、是れ即ち宗徒が閣浮統一の祖猷を實現す  
 べき最好の機會を得たるものにして、宗徒は宜く此の時運に乗じて大に  
 活躍すべきなり、然るに教界の現状を一瞥するに、外耶蘇外教の跋扈月に  
 猖獗にして、内ち權門邪宗の蔓衍日に旺盛なり、而して吾が本化の宗風は  
 振ふべくして未だ振はず、宗門第二の繼紹者たらん者は奮て宗學の研鑽  
 に従事し、本宗教理の蘊奥を極め、以て他日大に祖風の扇揚を謀り、宗勢の  
 發展に向て勵精努力するの覺悟無かる可らず。

級)權大講義(八級)中  
 講義(九級)權中講義  
 (十級)少講義(十一級)  
 權少講義(十二級)訓  
 導(十三級)權訓導(十四

級)沙彌(等外)  
 【三學區】 中檀林の  
 所在地第五章に出づ。  
 【教師十等】 大僧

正(一等)權大僧正(二  
 等)僧正(三等)權僧正  
 (四等)大僧部(五等)僧  
 部(六等)權僧部(七等)  
 大講師(八等)講師(九

等)准講師(十等)  
 【教師試補四等】  
 一級(一等)二級(二等)  
 三級(三等)四級(四等)  
 【信教自由】 帝國

憲法第二章第廿八條云  
 日本臣民は安寧秩序を  
 妨げず及び臣民たるの  
 義務に背かざるの限に  
 於て信教の自由を有す

第三章 分設以前の教院及宗局

一 江戸時代宗制の一般

本期即ち維新後に於ける宗制の概要を探らんとするに方り、維新前即ち  
 幕末に於ける宗制の一般を知らんと欲す、徳川幕府時代にありては各宗  
 皆な江戸在番の寺院ありて、之を役寺と稱し、幕府の發する所の政令をば  
 其の所屬の寺院に傳達し、所屬寺院の申請に掛るものは之を幕府に進達  
 せり、斯の如くなりしかば、凡そ一宗の事それ等役寺の權内にありて、本山  
 本寺等の如きは、唯だその所屬の寺院を統率して學問修行を督勵するに  
 止り、其の實力に至つて却つて役寺の下にあり、微々として振はざるもの  
 鮮からざりき、本宗の如きも東都に十五箇の役寺あり、此等の諸寺は皆な  
 役寺にして且つ觸頭を兼ねたりしかば、幕令を其の本山に傳達すること共  
 に本山の命を其の所屬寺院に報ずることを掌れり、其の役寺十五箇所と











南に治林入て得度新設す、時、年、直、同、等、上、に、人、學、く、南、年、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

年、第、六、區、壇、林、助、教、授、と、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

〔海音〕 富山市の、

第四章 分設後の宗務院及地方録所制

元來宗門の事務局と子弟教養の場所とは別置せざる可らざるものなるに、明治維新後宗制の改革其の緒に就かんとするの際、便宜上大教院内に宗務局を置きたること前述の如くなりしが、明治十七年十一月の宗門大會に於て宗務局を改稱して宗務院と呼び、大教院を改稱して大檀林と名け、宗務院は大檀林と判然區別して一宗の宗務を統轄するの場とす、而して其の役員の一部を改稱し、其の任務と任期とを規定す、同時に地方事務所及び取締等を改稱し、其の任務を規すること左の如し。

宗務院役員



宗務院には管事(従來の執事)二員、録事三員、庶務三員と別に侍者四員を置く。管事は管長を補佐して宗務を分擔し、各課の事務を調査し修理するの任にして、東西諸本山より順次交番を以て在勤し、其任期は滿一年半なり。録事は各課の一部を負擔し、管事の指揮を受けて調理するの任なり、其の任用法は三員中二員は従前の如く各學區より順次交番し、任期を滿一年とし、他の一員は管長の特擢を以て才學ある者を採用し、任期を滿三年とす。庶務は各課の補員となり、管事録事の指揮を受けて事務を整理するの任なり、之が任用は管長の特擢に依り、別に任期を定めず。侍者は四員中二員は管長に附隨し、他の二員は管事各一員宛てとす。

地方事務所及役員の改稱と其任務

從來各地方に事務所を設け、取締及び教務周旋等の役員を置きたりしが、其の名稱を改めて録事(舊來の録司)取締(舊來の録司)補務(舊來の教)と呼び、規定すること左の如し。

録事は檀林と判然區別し、一管内の宗務を統理するの場とす。

録司は一管内の宗務百般を修理するを掌る。

准録司は録司に亞ぐ。

録司補は一部長となり、宗務を周旋するの任とす。

明治二十一年八月に於ける宗規改良議案十三條は其の當時解決の運に

至らざること前述の如しと雖ども、其の第七條に於ける宗務役員改正の件の如き、固より現今に於ける全然同一なりとは言ひ能はざるも、自ら現今の編制に由漸する所あるを以て、参考の料として左に之を掲げん。

宗務院役員改正の件

原案 宗務院の役課を宗務、學務、財務の三課に分ち左の役員を置く。

第一宗學務課 課長一員 録事三員 庶務三員

課長の職務は従前の管事の通

録事庶務の職務は従前の通

第二學務課 課長一員 録事一員 庶務一員

課長は大檀林詰とし、命を大法主に禀け大檀林中一切の事務を整理し、各地方學監の進退を具狀するを掌り、又宗務出張所の所長を兼勤す。

録事は課長の指揮を受け、大檀林及び宗務出張所の事務を擔任す。

庶務は課長及び録事の指揮を受け、大檀林日常會計用務を專任す。

第三財務課 課長一員 副長一員 課員四名

課長は命を大法主に禀け、宗内の財務を整理するを掌る。

副長は宗務出張所員とし、所長と商議し出張所及び大檀林の出納を掌る。

課員は宗務出張所員とし出張所、及び大檀林の出納を監査す。



副長及び課員は通勤とし、連月一回の精算定日には必ず出張するものとす、尤も臨時用は此限に非ず、  
(右任用法及び任期等の規定もあれど略す)

同二十五年四月從來置かれたる常置員を廢して評議員數名を置くに決す、其の評議員は各本山住職より選出して本宗管長の顧問として重要な事項を議する者とす。

同二十九年六月本宗管長布達の宗則第二號宗務院職制の條項に依るに、宗務院内に左の役員を置き、役課を教務・庶務・財務の三課に分ち、事務を分掌せしむること左の如し。

宗務院職制

役員數

- 監督一人 課長三人 評議員若干人 會計監督三人
- 錄事一人 錄事補二人 書記若干人
- 役課と職員の配當

教務課 課長一人 錄事一人 書記若干人  
 庶務課 課長一人 錄事補一人 書記若干人  
 財務課 課長一人 錄事補一人 書記若干人  
 監督は管長を輔佐し、一切の宗務を擔當し課長以下を指揮監督し、評議員は重要な宗務を審議す。

更に其の任選資格・任用法・任期等を標示せば左の如し。

役員	被選資格	任用法	任期
監督	四十四個十本山住職	管長特命	滿三年
教務課長	三十九箇十本山住職	輪番交替	滿一年
庶務課長	末寺住職中 大講師已上	管長特命	滿三年
財務課長	末寺乙一等已上 上の寺院住職	評議員の推選を経て管長特命	滿三年
評議員	四十四本山及末寺現 住職中理事通時の者	管長特選	滿三年
會計監督	甲六寺已上 の寺院住職	管長特命	滿三年
錄事	准講師已上	各教區より輪 番に選出す	滿一年



録事補 准講師已上 一名は教區選出 満一年  
 書記 教師試補已上 規定無 満三年

同時に宗則第三號により地方録所の職制を定むること左の如し。

録所職制

役員數

録司一人 准録司一人 録司補若干人

役員

被選資格

選舉法

任期

録司

准講師已上

地方寺院より選舉し管長之を任命す

満三年

准録司

准講師已上

地方録司より薦擧す

満三年

録司補

三級試補已上

地方録司より薦擧す

満三年

同卅九年度の宗會を経て改正せられたる宗務院職制及び地方録所制左の如し。

宗務院職制

役員數

宗務總監一人 教務課長一人 庶務課長一人

財務課長一人 録事三人 書記長一人

書記三人

役員

被選資格

任用法

任務

任期

總監

四十四本山住職及末寺乙一寺已上の現任職にして僧階大僧都已上

有資格者互選し高點者三名中に就き管長之を觀任す

管長を補佐し宗務を統理す

満三年

各課長

乙五寺已上の寺院現任職中僧都已上

觀任す

總監の指揮により主管の事務を處理す

満三年

録事

寺院現任職にして權僧都已上の者

總監の具申により管長之を任命す

各課に分別し課の指揮を承け事務に従事す

満三年

書記長

寺院現任職にして大講師已上の者

總監の具申により管長之を任命す

宗務總監に屬し主管の事務に従事す

満三年

書記

寺院現任職にして准講師已上

總監之を採用す

各課に分別して事務を執る

満三年

録所職制

役員

被選資格

任用法

任務

任期

録司

管内乙五等以上の寺現任職にして僧階准講師以上

地方寺院より選舉し管長之を任命す

地方宗門事務

満三年

准録司

録司に同じ

録司に同じ

同右

満三年

録司補

管内寺院現任職

録司選定管長任命

同右

満三年

第五期 通渡時代



同四十二年度の宗會に於ては宗務職制及び地方録所制に於て別に異動無しと雖ども、一般寺院に對する等級の改正ありしにより、其の被選資格を定むるに唯だ被選者住職寺に於ける等級の名目を變せしのみ、則ち宗務役員に於て總監の被選資格は從來末寺乙一等以上の現住職と言ひしを末寺十等以上の現住職とし各課長は乙五等以上と言ひしを十五等以上を改正し、地方録所に於て録司は從來管内乙五等以上の現住職と言ひしを十五等以上と變せしのみ、他は總て卅九年度に於けると異なることなし。

同四十四年度に於ける宗會は別に宗務の職制に變化を與へず、但だし地方録所に於て准録司を廢止す。

大正元年度の宗會に於ては別に改變なし、但し從來の書記三名を五名とせしのみ、同三年度の宗會又別に大なる變異なきも、但だ宗務院に於ける各課長と地方録司との被任資格を擴張して各其の住職寺の等級を改めたるのみ、則ち各課長に任せらるべきもの、寺格を從來は十五等以上と

せしを二十等以上とし、録司に於て十五等以上とせしを二十五等と改めたる是れなり、已上明治十七年宗務院分設後今日に至るまでの同院及び地方録所の職制沿革の概要なり。

### 第五章 分設後に於ける宗門教育變遷の概要

明治十七年の宗會に於て大教院を改稱して大檀林と呼び宗務院を分設すると同時に舊稱の中教院を以て檀林と呼び、全國を十二教區に分て之を十二處に設く、而して其の第一第三第五の三區を以て特に大檀支林と呼び、餘の九所を單に檀林と稱す、又舊稱の宗學所即ち小教院を改めて宗學林と呼ぶ。

大檀林は之を舊稱の大教院内に置き、其の修學年限を三ヶ年とし、宗費生三十名を養ひ以て宗門最高の教育を施すの所とし、而して檀林費は従前の如く全國寺院の課金を以て支辨せり。

大檀支林の所在地は東京第一區、山梨第三區、京都第五區の三處にして、大檀林及び檀林宗學林の學科をを授く、但し大檀林學科卒業の者は、本處に出頭し



て試験を受くるに非れば卒業の功なきものとせり。  
 檀林の所在地は静岡區第二 愛知區第四 大坂區第六 岡山區第七 福岡區第八 越後區第九  
 千葉區第十 及秋田區第十にして、林費は従前の如く区内寺院の課金を以て  
 支辨せり。

明治十九年五月大檀林内に普通學科を設立し、特に英語を獎勵せり其の  
 設立の要旨によるに文運進歩の時に方り世間學に通ずる無んば、管だに  
 布教傳道の法器として闕ぐるあるのみならず、退ては世の交際場裡にも  
 不便を感じて教導の道を壅塞するの恐あり、進では閻浮統一の祖業を遂  
 敢する能はざるを慮りあり、故に其の修學年限を五ヶ年とし、其の卒業生  
 は檀林學卒業の者と一般に大檀林本科生と爲して其の學科を修得せし  
 め、或は其の器に應じて各區の助教と爲し、或は海外に留學せしめ、或は帝  
 國大學に入らしむと云ふにあり、而して其の就學年齢を定めて十四歳以  
 上十七歳以下とし、其の就學資格は舊小教院若くは新宗學林卒業已上、或  
 は之と同等の學力ある者とし、定員を二十名とし、各教區に對する募集の

割合を左の如くせり。

東京大檀支林四名 山梨大檀支林三名  
 京都大檀支林四名 爾餘の九教區は各一名

明治廿一年に於ける教育の改良の原案は、當時に於て議決せられたるも  
 のにあらざること前述の如しと雖ども、其の改良意見に依るに稍や現今  
 の制と相似る所あるを以て、参考の料として左に掲げん。

第八條 教育改良の件

原案 十二區檀林を合併して更に一大檀林を東京府内に新設し、専門學及び  
 普通學の二科を置く、生徒は當分二百名を定員とし、別に外塾宗費生拾名を  
 募集して、英學或は諸宗の學を修めしむ。

一大檀林の學科を豫科本科の二種に分つ。

一豫科は普通學を修めしめ兼て内典を教授す、普通學の程度は概ね官立高等  
 師範學校に照準す、生徒は宗學林學科卒業以上の者を入學せしめ、學期は凡  
 そ四ヶ年とす。

一本科は専門學を修めしめ、傍ら普通學を演習せしむ、専門學は台當學及び普  
 通佛學とす、生徒は概ね大檀林豫科(檀林學科)卒業以上の者を入學せしめ、學  
 期は凡そ三ヶ年とす。



- 一 生徒は當分豫科百五拾名、本科五拾名を入林せしむるものとす。
- 一 豫科生徒は月俸金壹圓を納めしめ、本科生徒は渾て無月俸とす。
- 一 林内常塾生の外高才秀群の者拾名を撰拔し、宗費を以て外塾せしめ、漸次帝國大學へ入學せしめ、法・理・文・醫等の諸學士を養成せんことす。
- 一 學制・學則・學科は本案可決の上委員を選で、之を編成す。

第九條 宗學林設置の件

原案 各府縣下適宜に共立若くは私立宗學林を設て沙彌生を教育せしむ、尤も生徒二十名以上に非れば其の設立を許さず。  
 (著者曰く若し此等の原案にして此時既に可決せられたらんに、現今の宗門教育は更に一層進みたるものと爲り居るならん、其の然らざりしは實に惜みても餘りありと言ふべし。)

明治二十八年六月宗會を開き全國寺院を三大區に分ち、東京に大檀林を置き、三大區毎に中檀林を設け、從來の十二教區に小檀林を置く、小檀林は中檀林の前梯たる佛教學及び普通學を修め、本宗教師試補となるべきものを養成するを目的とし、其の修學年限を四年とす、中檀林は大檀林學科の前梯たる佛學を修め且つ廣く普通學を研究し、本宗の教師となるべき

ものを養成するを以て目的とし、其の修學年限を五年とす、大檀林は専ら佛教學の濶奥を攻究し、兼て高等の哲學を修め、本宗傳道の大器を養成するを以て目的とす、而して其の修學年限は三年なり。

今其の三學區中檀林の所在及び十二教區の配屬を示さば左の如し。

- 第一學區 中檀林は東京府池上にあり
  - 第一教區 東京府 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣
  - 第二教區 茨木縣 栃木縣
  - 第三教區 千葉縣
  - 第四教區 岩手縣 福島縣 宮城縣 青森縣
  - 第五教區 山形縣 秋田縣
  - 第六教區 北海道
- 第二學區 中檀林は山梨甲府にあり
  - 第七教區 新瀉縣
  - 第八教區 山梨縣 長野縣 静岡縣
  - 第九教區 愛知縣 岐阜縣 三重縣
- 第三學區 中檀林は山梨甲府にあり
  - 第十教區 沖繩縣 臺灣
  - 第十一教區 北海道
  - 第十二教區 新瀉縣



第三學區 中檀林は京都市にあり

- 第七教區 京都府 滋賀縣 福井縣 石川縣
- 第八教區 高知縣 奈良縣 兵庫縣 和歌山縣
- 第九教區 岡山縣 愛媛縣 香川縣 鳥取縣
- 第十教區 廣島縣 山口縣 島根縣 大分縣

(右は明治廿九年六月廿八日發行の日宗新報紙上に掲げられたる宗則第四號日蓮宗學則第八條中に註記せられたるものなるが固より明治十七年所定の十二教區とは其の位地に移動あり)

大・中檀林に左の職員を置き、小檀林の職員は地方録司の見込を以て之を定め、管長の認可を受く。

大中檀林職員

- 林長 一名 教頭一名 教授助教授若干名
- 寮監 一名 書記一名

明治卅六年六月第二次臨時宗會を開き、從來の三中檀林・大檀林を合して一大學林制とし、之を東京大崎に置き、大學林内に中等科・大學豫科大學本

科・研究院の四種を設け、其の修學年限は中等科五年・五學級・豫科二年・二學級・本科四年・四學級・研究院三年とし、翌卅七年に至り學科目等を定め、始めて現今の制を布く、後更に豫修科を設け、宗内子弟にして中學校を卒業し大學豫科入學を志望せんとする者に中等科の佛書を教授す、而して大學内に左の職員を置く

- 學長一名 教頭二名 教授若干名 講師若干名
- 舎監二名 會計一名 書記一名 圖書主任一名
- 校醫一名

爾餘は日蓮宗大學々則の如し

第六章 布教制度沿革

布教傳道は敎家の本務なり、特に我家には世界統一の祖猷あり、法孫末子たらん者は宜く銳意此事に従ふにあらずんば、管だに祖猷をして水泡に歸せしむるのみにあらず、廣宣流布の金言をして虚妄ならしむるの罪亦た免かる可きにあらず、是に於てか歴代の先哲折伏の利鋤を鋭くして専ら教田の開拓に努めたり、中古三大法厄の強襲に一頓挫を來たし、尋で徳



川幕府の箝制抑壓により、舊來の折伏的態度を一變して攝受主義を執るの已む無きに至りしが、維新已後頓に幕府の箝制を脱し、特に明治己丑の憲法發布は宗粹の發揮と折伏主義の挽回とに絶好の機會を與へたり、維新前に於ける本宗布教の狀態は、文献の徵すべき無ければ之を語るに由なきも、維新已後何かに宗門が此の點に心を用ゐたるか、之を宗規宗則の條文に照してその布教制度沿革の大要を記さん。

明治八年六月布達の日蓮宗規約十條中の第八條に云く

説教は上求下化の大本僧侶の本分なれば、各自應分の演説を心掛け、自今漸次に住職一般説教すべき事

同十一年四月の宗會に議決せられたる十條中に左の條項あり、曰く

第五條 布教警策巡回之件

決議 適宜人撰の上巡回せしめ、各地方教義の振不且つ教導職試補以上の者には必ず面晤し、其人體可否及び勤惰を監督すべし。

(但し章程別記す)

第十號 説教體裁確定之件

決議 従前之式改定し條例を立つ

同十七年制定の宗規第一章宗制十九條中に、左の條項あり云く

(但し條例別記す)

第五條 布教の道場は凡そ七處園林・樹下・僧坊・俗會に依るの教相なれども、所殿堂・山谷・曠野・僧房説教所・教會所・堂殿俗家會に於て

開筵するを正則とすべし

附たり 所惑の機縁あるの地には必ず寺院を設立すべし。

第六條 布教は教師の本務なり、普く巡回弘宣すべし、然りと雖も管長の指揮又は認可を得るに非ざれば、猥りに他管内へ派出するを許さず。

第七條 凡そ信徒を教化するには寺院檀家を以て結合せしめ、又は妙法講社規則に據り固結せしめ、異體同心の祖訓を守り、三秘を奉持せしめ、以て信念を堅固ならしむべし。

同十九年十月本宗布教師の分限に就き、布達して云く

本宗教師の分限に非ずして學稱を帯びざる者、寺院堂會に於て濫に佛教演説を執行し、却て宗徒を惑し、宗意を紊し、制限を侵す等甚以て不都合の至り、依て自今寺院貸與の儀不相成、尤も學術衛生等に關する演説場に貸與するは不苦候條、此段布達候事。

但し優婆塞にて宗學研究演説志願の者には、豫て本院認可の券證を携帯せしむれば、該者に限り貸與不苦候事。

第五期 過渡時代



同廿一年八月起草の宗規改良議案十三條は、固より宗會に於て議決せられたるものにあらずと雖も、その第十一條布教方法制定の件は、其の當時にありての計畫として之を追想するに、大に感すべき點もあれば、後世参考の料として左に掲げん。

原案 東京府内に説教講習所を置き、説教師を育成して各地方に派出せしむ、當分の教師一員、生徒三十員とす。

説明 布教傳道は佛祖の本意なり、佛子たる者何ぞ是を忽諸に附すべけんや、然るに本宗中古以來一種の説教者流輩出し、一般の僧侶は其の者に委託し恬として顧慮せざるが如し、近來外國交際の頻繁なるに際し、外教の徒漸く侵入し、全國至る處教會を開き、學校を設け、孜々布教に従事し、我教法實内を席捲せんさす、退いて宗内を顧るに從前の説教者は概ね學解に乏く、所説淺近なれば、自然識者をして聽聞を壓わしめ、壯年修學者は稍々智識ありて時機を鑒むと雖も、多くは説教の術に拙なく、聽衆を感動して信心を堅固ならしむ能はず、依て今回説教講習所を設け説教師を養成せんさす、其の方法大略左の如し。

- 一 説教講習所の生徒を分て、正則變則の二種とす。
- 一 正則生徒は大檀林豫科檀林卒業以上にして辯才ある者、變則生徒は從

- 一 前の説教者にして品行方正且つ辨才ある者に限り入學せしむ。
- 一 講習書目は内外自他を簡はず廣く説教の材料に供する者を選輯し、之を研究せしめ、凡そ三ヶ年を以て卒業せしむ。
- 一 生徒は當分正則生廿名、變則生拾名を置く、一般無月俸たるべし。
- 一 但し一ヶ年法衣料として正則第二年生には金拾貳圓、同第三年生には金廿四圓を給與す。
- 一 卒業生には相當の學位を授與し、説教師に任じて各地方へ派出布教せしむ。
- 一 講習所規則及び學科等は本案可決の上之を編成す。

同卅年十二月宗則第五號を以て布教條例を布達す、則ち左の如し。

第一章 總 則

- 第一條 宗規第十一條の規定に基き本條例を定む。
- 第二條 布教を分て親教・特派・認可・通常の四種とす。
- 第三條 布教事務は宗務院之を總轄し、各教區布教事務は各地方鎌司之を分掌す。
- 第四條 布教は正式の方法に依るの外、佛事葬祭等隨機應緣常に宗義を講演し、信徒を勧誘すべし。

第二章 親 教

第五期 過渡時代



- 第五條 親教は管長親ら一教區若は數教區を巡化する者とする。
- 第六條 管長親教の時は前講師として僧都以上の教師一員を隨行せしむ。
- 第三章 特派布教
  - 第七條 特派布教は宗務院に於て必要と認むる時、又は地方寺院信徒の請願に依り、教師を派出して布教せしむる者を云ふ。
  - 第八條 宗務院より教師を派出して布教せしむる時は、豫め其旨を録司へ告達し、其部内寺院へ轉達せしむ。
  - 第九條 宗務院の見込を以て教師を特派し布教を命する時は、其巡回經費は渾て宗費を以て之を辨す。
  - 第十條 地方寺院信徒の請願に依り教師を特派する時は、其巡回經費は渾て請願寺院信徒の負擔たるべし。
  - 第十一條 特派布教師は權僧都以上の者に限る。
  - 第十二條 特派布教師は左の權限を有す。
    - 第一項 地方布教上必要と認むる時は、教區内録司其他の役員を招集協議する事。
    - 第二項 地方教師布教の状況を視察する事。
    - 第三項 地方教會の盛否を審査し、信徒の状況を觀察する事。
    - 第四項 地方寺院の盛衰、及教師僧侶の勤惰を視察する事。

第五項

各教區信徒の慈善德行他の模範となるべき者、若くは孝子貞婦等郷黨に譽ある者を調査する事。

第十三條

特派布教師は各教會、若くは寺檀の間に葛藤を生ずることあるに逢遇せば、彼此を教訓し、平和に歸せしむる事を勉むべし。

第十四條

特派布教師は其布教地方に於ける布教の状況、及風俗人情等を詳記したる復命書を管長に呈出すべし。

第四章 認可布教

第十五條

認可布教は教師が他府縣管内に於て布教するものを云ふ。

第十六條

認可布教を爲さんとする時は其布教の地區を定め、録司を経由し、管長へ請願し、認可を受くべし。

第十七條

諸本山住職にして認可布教を爲さんとする時は、相當の隨行執事を定め、認可願と共に其身分姓名を届出べし。

第十八條

加持祈禱者にして他府縣管内に於て布教修法せんとする者は、其の管轄録司を経由し、管長の認可を請ふべし。

第十九條

本宗教師にして外國に於て布教せんとする者は、其意見を具し、履歷書を添へ、管轄録司を経由し、管長の認可を受くべし。

第五章 通常布教

第廿條

通常布教は各寺院に於て、其寺院住職又は教區内の協議を以て輪次教筵を開くを云ふ。



第廿一條 各寺院住職は一ヶ年三回以上教誡を聞くべきものとす、但し止むを得ざる事故あり、親ら布教する能はざる時は、他の教師を聘して布教せしむべし。

第廿二條 教区内の協議を以て、毎年二回以上其区内寺院及教會所に於て輪次教師を聘し、教誡を聞くべきものとす。

第廿三條 各府縣録司は其教区内布教の成績及信徒の状況を調査し、一ヶ年毎に宗務院へ具狀すべし。

同卅六年宗則第十三號布教師養成所規則十五條を宗内に布き、之を東京に置き、大學林高等科卒業以上、若しくは之に均き學力を有する者を收容し、布教に須要なる學術作法を攻究し、説教演説の鍊磨を爲さしむ、而して其の卒業生の等級を分て五等とす

同卅九年には布教師養成所を布教院と改め、其布教院規則を布教條例中に編入し、總じて宗則第五號の布教條例を分て四章廿八條とす左の如し。

第一章 總 則

第一條 宗規第十二條に基き本則を定む。

第二條 僧階准講師以上の者にあらざれば、公衆に對し布教を爲すことを得

す。

第三條 本則を分ち布教院規則・内地布教規則・海外布教規則の三種とす。

第四條 布教院は宗立として之を東京に置く。

第五條 布教院は布教師を養成し、内外の布教を爲す。

第六條 布教院に左の職員を置く。

布教院長一名 講師若干名 幹事一名 會計一名 書記一名

第七條 布教院長は僧階權僧正以上の者より管長之を親任す。

第八條 院長の職務は左の如し。

一 布教傳導の教務

一 布教式の統一

三 職員の進退及任免の申請

四 特派布教師の推選

五 院則の發布

第九條 講師は院長の指揮に依り、布教師の教育に従事す。

幹事及び書記は院長の指揮を承け、庶務に従事す。

會計は出納事務に従事す。

第十條 布教院入學志願者は左の資格を備ふる者に限る。

一 日蓮宗中學卒業以上の者、及僧階准講師以上にして之と同等の学力

第五期 過渡時代



を有する者。

- 二 道念深厚にして辯才あるもの。
- 三 身體強健にして品行方正なるもの。

第十一條 入學退學の手續は學則第四章を準用す。

第十二條 修業期間は滿一ヶ年とし、修業期の終りに於て試験を行ひ、合格者には卒業證書を授與し、其成績又は布教の功績に依り左の稱號を與ふ。

- 一等布教師
- 二等布教師
- 三等布教師
- 四等布教師
- 五等布教師

第十三條 布教院の科程は宗令を以て之を定む。

第三章 内地布教規則

第十四條 内地布教を分て特派・認可の二種とす。

一 特派布教

第十五條 特派布教は全國各教區、及軍隊・監獄其他指定の化境に、布教す。

第十六條 布教師巡回の期日、及び布教師の姓名、並に巡回の區域は豫め布教院長より當該録司に通告す。

第十七條 地方寺院信徒は録司を經由して布教師の特派を布教院長に申請するこゝを得。但し派出費は請願者の負擔とす、

第十八條 特派布教師は布教院長の推薦により管長之を命ず。

第十九條

特派布教師は左の事項を掌る。

- 一 地方布教上必要と認むる時は其教區内録司其他の役員と協議するこゝを得。
- 二 地方寺院の盛衰及び僧侶の勤惰の状況を視察すること。
- 三 信徒の慈善德行、其他の状況を視察すること。
- 四 前項に關する復命書を管長に提出すること。

二 認可布教

第二十條 認可布教は管長の認可を得て、他府縣管内に布教す。

第二十一條 認可布教を爲さんとする時は其布教の地域を定め、當該録司を經由し院長の副申を添へ、管長の認可を受くべし。

第二十二條 加持修法者にして他府縣管内に於て布教修法せんとするものは、前條の手續を經由すべし。

第四章 海外布教規則

第二十三條 海外に於て布教を爲し、又は教會所を設立せんとする者は、本則の規定に依り管長の認可を受くべし。

第二十四條 布教院卒業以上の者、又は管長に於て之れと同等以上の實力あることを認めたる者に非れば海外に於て布教を爲すこゝを得ず。

第二十五條 海外布教を爲さんとする者は、左の各項を詳記したる書面を願書に

第五期 過渡時代



一 添へ、録司を經由して管長に差出へし。  
院長の副申

二 履歴書

三 布教地の名稱・區域及布教の方法を詳記せる書類。  
第廿六條 布教地に於て教會所を設立せんとする時は、妙法講社規則を準用すべし。

第廿七條 布教師にして品行不良、及其他の事故に依り布教地の信仰を失ひ、又は布教師たるの體面を潰すの行爲ありたる時は、情狀に依り布教の認可を取消し、懲戒に付す。

第廿八條 海外布教地の狀況に依り必要ありと認むる時は、管長は特に該布教地に對し、別に宗會を以て布教規則を定むることを得。

該條例の發布せられて已來今日に至るまで、大なる變改ある無し、但し日韓合邦已後第廿八條の冒頭に「朝鮮及」の三字を加へたる等の如きは、その變更の重なるものにして、その餘は字句の修正等に過ぎざるなり、已上に記述する所のみにては未だ本宗布教の方針が維新已降折伏的態度に出でたるか、將た攝受的態度なりしか、又實際に於ける布教狀態の振否如何は知るに由なきも、布教制度が漸次完備の域に進みつゝあるは諍ふべからざる事實なると同時に、又宗門か何かに此點に留意せるかをも併せ知るを得べきなり、而して此等の條文を運轉活用する否などは僧徒の覺悟何かんにて存す、庶幾くは此等の條章をして徒設空文たらしむる無く、速に皆歸妙法の實を擧ぐるに向て吝かなる勿れ。

### 第七章 本山制度と管長選

本宗には古來本山と稱せらるゝもの夥多ありしが、維新後に至り漸次増加して、後に四十四箇の本山を有するに至れり、それ等諸本山に於て總・大同列等の名稱を分ち、且つ其の權限を定めたるは明治十一年なり、則ち同年二月の本山會議に於て議決せられたる十條中、其の第二條に於て本山等差の件を議し、身延久遠寺を以て總本山とし、池上本門寺・京都本國寺・同所・妙顯寺・中山法華經寺の四山を以て大本山とし、自餘の本山をば同列本山と呼び、然して總本山を以て管長受持の寺跡とし、四大本山を臨時管長委任の寺跡とし、總大本山に就て稱呼願を時の内務卿伊藤博文に申請し、七月官廳の許可を得たる已來今日に至るまで、總本山・大本山等の稱呼に



は改變なきも、其の總大五本山諸本山住職の能被選舉資格及びその管長職に對する關係等に於ては時と共に變更無きに非ず、明治十七年大政官の布達に原き、十一月開催せる宗會に議決せられ、翌十八年五月官廳の認可を得て施行せられたる、宗制寺法等の五章中第一章第二章の諸條項に依れば、管長職に對する總大五本山特權は除かれ、管長は總大五山已下、四十四箇本山人職中より投票公撰することとなり、而して總大五本山人の住職は權僧正以上、同列本山人職は權僧都以上の適材を公撰することとなり、而して同列本山人の數を卅九箇と確定せるも亦此の時にあるが如し。

明治廿一年八月起草せられたる宗規改良案に依るに管長は總本山住職の受持とし、(之れ宛も明治十一年の制の如し)管長の名稱を改めて大法主とし、又總大五本山人の住職は共に公選に依て之を定め、其の被選資格は並に權僧正已上とし、能選權を擴張して諸本山と録司とに加ふるに權中講義以上の者を以てせり、而して總本山の住職は内務省の認可を請ひ、四大本山人の住職には

〔前勵〕  
 精治元年、號す、江月日、菅林、  
 遠の室、明に、八、時、日、  
 六、入、和、八、年、大、院、  
 台、當、院、を、稟、請、に、  
 氏、上、進、書、を、稟、請、に、  
 池、進、中、院、を、稟、請、に、  
 大、進、中、院、を、稟、請、に、  
 卒、進、中、院、を、稟、請、に、  
 性、進、中、院、を、稟、請、に、  
 海、進、中、院、を、稟、請、に、  
 共、進、中、院、を、稟、請、に、  
 本、進、中、院、を、稟、請、に、  
 京、進、中、院、を、稟、請、に、  
 管、進、中、院、を、稟、請、に、  
 む、進、中、院、を、稟、請、に、

大法主の許可を得べきを云ひ、諸本山の住職に就ては該本山現住職及び其の末寺素紫跡以上に於て權僧都以上の者三名を選出し、大法主の選任を請ひ、大法主に於て不適任と認る時は再選せしむることとし、第六條に於て宗務院の位地を大法主所住の地即ち身延山内に移轉し、東京大檀林内には宗務出張所を置くこととし、此等條々の原案には一一に懇切叮嚀なる説明を附し、同年九月之を宗内一般に謀り以て審判する所あらんと欲し、諮問總會を開き以て宗勢統一教權一致の基礎を定立し、宗家百年の大計を策せんとせしが前述の如く其の主要目的たる一六の兩條殊に時人の認容する能はざる所となり、事遂に決せず、恰も此時に方り本間海解佐野前勵等の志士あり、時代の進運に鑑み、同年七月建議書を呈して合末論を主張し、附するに其の末寺合一要領條款十六條を以てせり、諮問案と言ひ合末論と言ひ共に憂宗護法の熱情より出でし畫策たるに於ては一なりと雖も、二者相比するに合末論は彼の諮問案の更に一步を進めたるものに外ならず、從て宗徒の忌避は増々甚だしく、結果宗内に一大諍論







し、諸本山は准別院とし、一般末寺の如きは、中小本寺等の如きは、中全廢するにあり、し、其の目的は、宗の統一、布教の傳道にあり、之を確定するにあり。

日蓮宗史要

寺格 被選資格 選舉人資格 後補選定 變更ナシ

總本山 本山住職 總本山・大本山・本山住職及

大本山 同右 職比該山末金綱跡寺院住

諸本山 大僧都以上 總本山・八本山・住職該山末

管長は明治廿四年三月管長選舉施行細則(十六條より成る)の發せられて

其の第二章に於て總大五山諸本山住職及び學位權僧正以上の者を以て

被選資格者とし、總大本山以下四十四箇本山を以て選舉人せしが、同三

十年十二月管長布達の宗規第一章宗制第六條に於て、管長は總本山・大本

山・本山現住職中より投票互選し其の任期を滿三年とすと規定せる己來

大正三年に至るまで改變する所無かりしが、本年六月の第七定期宗會に

於て左の如く可決せり曰く

管長は本山住職に於て總本山・大本山住職中より選舉し、政府の承認を

得て其の職に就くものとす。

更に本宗管長の歴世及び之が能被選舉に關與すべき總本山・大本山諸本

山の所在地並に現住職とを挙げば左の如し

管長歴世

甲州身延久遠寺住職	大講義	新居日薩	明治七年四月一日
武州池上本門寺住職	少教正	石川日大	同九年六月一日
京都市 本圓寺住職	權中教正	釋日禎	同十年二月十二日
久遠寺住職	權少教正	吉川日鑑	同十一年四月十日
同寺前住職	權大教正	新居日薩	同十一年十月十日
同寺住職	大僧正	吉川日鑑	同十七年十月十日
本圓寺住職	大僧正	三村日修	同十八年十一月九日
久遠寺住職	大僧正	三村日修	同廿一年十二月十七日
京都市 妙顯寺住職	大僧正	小林日董	同廿四年十二月廿六日
妙顯寺住職	大僧正	小林日董	同廿七年十二月廿六日
本門寺住職	大僧正	鷄溪日舜	同卅年十二月廿五日
本圓寺住職	大僧正	岩村日轟	同卅一年八月廿四日



下總中山法華經寺住職大僧正 濱 日蓮

同廿四年八月廿

本門寺住職 大僧正久保田日龜

同廿六年十二月

久遠寺住職 大僧正 豐永日良

同廿八年十月四

法華經寺住職 大僧正 梨羽日鏡

同四十年十月

本園寺住職 大僧正 旭 日苗

同四十二年九月

久遠寺住職 大僧正 小泉日慈

大正二年八月廿

總本山

山梨縣巨摩郡身延村久遠寺住職

小泉 日慈

大本山

東京府荏原郡池上村本門寺住職

藤原 日迦

京都市上京區小川頭妙顯寺住職

河合 日辰

京都市下京區柿本町本園寺住職

濱井 日成

千葉縣東葛郡中山村法華經寺住職

喜多村 日修

本山

山梨縣南巨摩郡穗積村妙法寺住職

千葉縣長生郡茂原町藻原寺住職

京都市上京區北門前町妙傳寺住職

和歌山縣和歌山市真砂町報恩寺住職

千葉縣安房郡東條村鏡忍寺住職

千葉縣東葛郡小金町平賀本土寺住職

千葉縣東葛郡市川町真間弘法寺住職

靜岡縣安倍郡不二見村村松海長寺住職

靜岡縣安倍郡千代田村貞松蓮永寺住職

靜岡縣富士郡岩松村岩本實相寺住職

千葉縣夷隅郡清海村興津妙覺寺住職

新潟縣三島郡島田村村田妙法寺住職

京都市上京區本法寺前町本法寺住職

宮城縣仙臺市東九番町孝勝寺住職

大木 日普

山田 日偉

豐田 日靜

園田 日新

常岡 日諦

加藤 日榮

酒井 日慎

中野 日靜

丹澤 日京

貫名 日達

鈴木 日護

石川 日清

伊藤 日修

柘植 日壽



新潟縣佐渡郡真野村阿佛房妙宣寺住職	遠藤日運
新潟縣佐渡郡二宮村市澤妙照寺住職	遠藤日洽
千葉縣山武郡大和村小西正法寺住職	荒居養壽
廣島縣廣島市尾長町國前寺住職	疋田美恩
京都市上京區鶴山町本滿寺住職	工藤日諒
神奈川縣愛甲郡依知村金田妙純寺住職	脇田堯惇
静岡縣田方郡伊東村佛眼寺住職	伊里日暹
静岡縣安倍郡豊田村池田本覺寺住職	杉田日布
茨城縣久慈郡譽田村新宿久昌寺住職	松森靈運
千葉縣香取郡中村日本寺住職	清水龍山
佐賀縣小城郡岩松村松尾光勝寺住職	神代智明
石川縣羽咋郡上甘田村瀧谷妙成寺住職	三津日慧
静岡縣田方郡韭山村本立寺住職	万年素雪
神奈川縣鎌倉町大町妙本寺住職	藤原日迦

栃木縣安蘇郡堀米町妙顯寺住職	高森玄碩
新潟縣佐渡郡新穂村大野根本寺住職	富田海音
京都市上京區一番町立本寺住職	風間隨學
大阪府堺町材木町妙國寺住職	神保辨靜
山梨縣南巨摩郡身延村本遠寺住職	釋日達
千葉縣千葉郡白井村野呂妙興寺住職	香取瑠惠
京都市上京區下清藏口町妙覺寺住職	岡田顯暹
静岡縣田方郡錦田村妙法華寺住職	清水日蒼
京都市上京區大菊町頂妙寺住職	釋智旭
神奈川縣鎌倉郡川口村龍口寺住	黑澤日明

第八章 本期に於ける宗内事業の種々

本期即ち維新後に起れる宗内の個人事業並びに宗門事業の一般を叙述せんとするに分て五種とす、曰く出版事業曰く社會事業、曰く建築事業、曰く宗門基礎的事業、曰く宗風の發揚信仰の涵養に關する團結事業とす。



一 出版事業

初に出版事業に就て述べば、本期に於ける出版物は其の數と時間との比  
 例に於て必しも前代に劣れりと爲さず、是れ蓋し文運進歩の影響にして  
 寧ろ當然の事と云ふべし、さりながら本期に於ける出版物中少く雄篇と  
 覺しき物は前期に於ける先人の遺稿、若くは既に出版せられたるもの、  
 幾種類かを集めたるもの、或は大部中の一部を抄録せるもの等にして、現  
 代人の手に依て成れる著作にはあらず、先入遺稿の出版若くは古本の再  
 版、固より必要ならざるにあらず、其必要なるは論に及ばずと雖ども、予は  
 但だ現代人の手に依て成れるものが、其量に於て其價値に於て先人の著  
 作をも、壓倒するが如き大作ならざるを以て遺憾とするものなり、されど  
 又先人の遺稿若くは古書の盛に出版せらるゝは、是れやがて現代人を促  
 がして古書已上の大作を出さしむるの由緒たり、弄引たるを想へば、又慰  
 むべき無きにあらず、理論は且く措き、事實如何なる種類の著述が幾許か  
 出版せられたる、試みに左に之を掲げん。

御書類

遺文錄十三（小川泰堂居士編）高祖遺書二十（齋藤日一師編）祖書要津三（本妙日臨居師編）  
 校訂（日薩師）改正（日薩師）崑玉撮要集二（小林日董師編）日蓮聖人御遺文一（加藤文雅師編）日  
 日蓮聖人御真蹟二十（神保辨靜師發行）日蓮聖人要集一（加藤文雅師編）（島田晴存）（兩師共編）

宗義類

妙經宗義鈔二十弘經要義一一念三千論三本尊辨一本尊略辨一本本迹歸宗論  
 首題要義一妙宗圓通記四本尊鈔略要一總勘文鈔略要一已上（優陀那日輝  
發行）祖書綱要正議二優陀那日輝師著、守（輝師の著は之れのみならず、  
本・小林兩師校訂）も今はその重なるもののみならず、  
輝師の全集は近き將來に於て風問淵靜師の校訂）日蓮宗全書（書林須原）之は史  
を経て日宗新報社より發行せらるべき著なり、を漸次に發行せんと欲するにあり、而も未だ其の業半なり、  
る祖書の参考書類たるを問はず、所有の宗門先哲の著述）

日蓮宗綱要一安樂行品略解一（小林日董師著）安國論和註二題目鈔和註二  
 （谷海淑師著）文底祕沈鈔一本尊鈔探靈一壽量品探靈一提婆品發蒙一安國  
 論寶鑑一（河合日辰師著）祖書綱要三（金崎惠厚師校訂）日蓮聖人之教義一本  
 化攝折論一（田中智學居士著）本宗綱要一（本田日生著）（撰）日蓮宗綱要一（北尾



日大師著法華天臺兩宗勝劣抄一(日隆上人著 本門法華宗聖教刊行會編) 日隆上人聖教要集一(編輯人谷日昌師等) 日蓮宗教義大意一(拙著)

講義類

妙宗式目講義五(田中智學居士著) 旃檀林講義錄(清水梁山師編) 法華經講義二(法華經講演集一) 本田日生師著(天晴會講演錄三) 天晴會發行

說教書頭

說教演說集(水村遵祥師編) 妙宗講演錄(山田良雄師編) 通夜 自在集一(大石養淳師編)

法要書類

初回向儀註釋一(優陀那和尚著 加藤文雅師發行) 信行要典一(神代智明師著) 妙行正軌一(田中智學居士著) 日蓮宗聖典(柴田一能師共著) 禮誦要編一(增田海圓師共著) 草山清規一(河合日辰師著) 草山清規纂註一(昆尼薩台巖師著)

雜誌類

日宗新報本宗機關月 隔月每 大崎學報發行 法華天鼓布教 妙教村雲婦人 國柱新

聞信友月報我宗門統一通信日宗新聞己刊上皆 等其の他一々枚舉に遑あらず。

二 社會事業

宗門として若くは宗内僧侶一個人又は一團隊として、地方一縣下に起りし風・水・飢・疫・震災・火災等の天災地變に苦める窮民を救済するが如き、例せば明治四十三年度の東京の洪水、本年春の東北の飢饉並に鹿兒島櫻島の爆發等に對する一時的の社會救済事業の如きは到底一々に枚舉に遑なきも、永久的の社會救済事業若くは社會教育事業として、既に開始せられて目下繼續せられつゝあるものを挙げば、凡そ八種あり、就中三種は宗門事業に屬し、四種は個人事業にして、餘の一種は東京寺院の經營に成れる者なり、其の宗門事業に屬する三種とは、曰く北海道法華村の開墾事業、東京茗京威化院・朝鮮慈教學校にして、個人事業の四種とは、身延深敬病院、東京茗谷園・京都子守學校、越中育兒院なり、而して東京府寺院の經營に掛るものは、則ち東京慈濟會是れなり、別に又東京に福田會なる者あり、是は本宗



及び淨土宗等の有志僧侶の共同事業に屬す。

法華村は明治四十四年宗務總監佐野前勵師北海道教況視察の爲渡島せし際、天鹽北見兩國の間に未開の地二百町歩を相して、之を道廳に請ひ、以て本州及び九州の地方の農民を此處に移し、純宗教的經營に依て未開地開拓を企てたるものなり、而して其の初より之が實務を執りつゝあるは石狩國由仁村廣宣寺主廣瀨啓宣師なり、感化院は元と不良少年を教育感化するの目的にて設けられたるものなるが、是れ亦明治四十五年佐野總監の手に依て經營せらるゝことなれり、然に大正元年九月佐野師寂するに及び、法華村の開拓事業と共に本宗評議員會の決議を経て宗門事業に移されたり。感化院の所在地は東京府豊多摩郡澁谷町羽澤御料地内にあり、大正三年五月財團法人の認可を得、松森靈運師理事長として専ら之が經營の任に當れり。朝鮮に於ける慈教學校は、明治四十三年九月下旬日韓合邦成るや、翌春臨時宗會開催せられ、護法財團の設立と共に朝鮮布教の策を講じ、舊來の如き朝鮮に於ける邦人布教の域を超え、進んで鮮人

布教の目的を以て經營せられたる宗立の日語學校即ち是れなり、此の慈教學校は初め朝鮮京城内に經營せられたるも、都合上各地方に分設せられたるものゝ如し、而して其の當初より朝鮮布教司監として之が經營の任に當れるを杉田日布師とす、此舉や固より朝鮮布教の目的を以て企てられたるものなれども、其の事實に於て社會教育の一種と視爲すを得べし、已上の三種は目下宗門として經營しつゝある、社會救濟の事業なり。

身延深敬病院は明治卅九年頃、現に斯院の院長を務めつゝある綱脇龍妙師に依て經營創設せられたるものにして、其の目的は癩病患者を收容して醫療を施すと同時に、精神的慰安を與へて之を救濟し、愍然なる彼等天啓病者に對し、不知不識の間に宗風の感化を及ぼさんと欲するにあり、其の初は宗門緇素の寄附金に依て經營せられしが、今は幾分宗門の幫助を仰ぎつゝあるが如し、其の位地は甲州南巨摩郡身延村久遠寺境内にあり。茗谷園は明治卅六年、山田一英師之を發起し、東京府豊多摩郡堀内村妙法寺内に於ける十萬人講の贊助を得て之を創設せしが、之が經營の目的た



る宗門の青年僧侶にして文學、法律、政治、外國語等の世間學を修得せんとする目的を有し、宗立以外なる東京市内の學校に入學を希望する者を一處に寄宿せしめ、之を監督すると同時に、時々宗門の先輩を聘して講演を張り、道念を鼓吹して俗流に墮する無からしめんと欲するにあり、而して其の位置は東京市小石川區茗荷谷にあり、之が總裁は妙法寺住職武見日恕師にして、其の會計監督の實務は、本園創立發起者たる山田一英師自ら執りつゝあり。

子守學校は初め中村寛澄師、京都頂妙寺内にありて、私に兒童教育を爲せしが、明治四十年頃より子守學校と稱し、貧困にして國民教育を受くる能はざる者、又は國民教育年齢を過ぎて後、目に一丁字無き子守女などを集めて、低度の教育を施すと共に宗風の感化に浴せしめんと欲するにあり、其の位置は京都上京區仁王門通にあり。

越中の育兒院は四五年前より柴谷龍寛師の手に經營せられつゝ、あるも近頃杳として其の消息を聞かず、已上の四種は本宗僧侶の個人事業なり。

東京慈濟會は明治四十五年 先帝陛下崩去し給ふの後、大赦令發せられて、囚徒一時に放免せられたるにより、それ等出獄者にして歸住所又は引受人なくして、獨立生計を營み難き者等を救濟し、永く良民としての生活を持続せしむるの目的を以て設けられたる所謂の免囚保護事業是なり、斯會は大正元年十月東京府下寺院に依て經營せられ、創立の當時に於て一時東京布教會に委せしが、又幾時ならずして獨立せるが如し、東京四部録司電及川、鑄木、豊田の諸師之が理事として幹旋し、山田一英師は常務とし、本良英龍師は保護主任として實務を執れり、東京府北豊島郡日暮里町谷中に事務所を新設し、大正三年七月二日を以て落慶の式を擧げ、着々として其成績を收めつゝあり。福田會は明治九年三月、今川貞山等の二三子汎く貧困無告の兒女を收容し、之を保護養育するを目的を以て發議し、其の兒女を收養撫育する處を育兒院と號す、同十二年一月中旬會則院規を制定し、假事務所を東京日本橋區に設け、東京府廳の允准を得、四月育兒院を設置して兒女の收養に着手し、同月二十六日、本宗管長新居日薩師を

〔日本橋區〕南茅場町智泉院内。



會長に推し、幹事四名を置き、會計監督を澁澤榮一等の五名に囑托し、同年六月中旬を初て開院執務す。此時に方り斯會の發起者として幹旋せる者は各宗の高僧、碩徳と朝野の諸名士なりしが、本宗よりは薩師の外に神保日淳、福田日耀、加藤日掌等の諸師あり、十三年十月假事務所及育兒院を本郷龍岡町麟祥院内に移し、二十五年三月東京府廳の認可を得て院内に尋常小學校を設く、十二月屋舎を麻布區弁町に築て移轉せしが、輒近に至り府下澁谷町御料地に移り、大にその規模を擴張せり、目下收容せる人員は五百七十餘人なり、其の維持法は、宮廷の御下賜金、會友の會費、隨時の寄附、慈善函投入金、基金の利殖等に依る、役員には總裁、名譽顧問、理事長、理事、監事、評議員等あり、總裁には伏見文秀、女王殿下を奉戴し、名譽顧問は各宗の高僧及び貴顯を以て之を充て、理事長を男爵小早川四郎氏とす、理事數名中本宗の僧侶景山佳雄、中里日勝の兩師あり。

## 三 建築事業

本期に於ける宗門の建築事業に自ら二種あり、伽藍類と紀念碑類となり、

又伽藍に於て創設と復舊とあり、其の創設とは朝鮮、臺灣、北海道、樺太、上海、布哇及び内地の各地方に新に建立せられたる寺院、教會、檀林、大學等是れなり、其の復舊とは維新以前既に開設せられたるものにして、朽廢し若くは火災に遭ふて焼失せるを再建するを云ふ、その復舊的建築工事の重なるものを挙げば、身延の伽藍及び三門と池上の客殿、庫裡等の再造並に東京芝區宗務院の新設、是れなり、身延は明治八年祝融の災に罹るや、日薩日鑑の二師相繼で之が經營に力を致し、而してその三門は數年前豊永良師の代に至り、始て竣工せり、池上は明治三十四年三月焼失せしかば、住職久保田龜師拮据經營十有餘年、工事正に成らんとして同四十四年四月寂し、其の翌年四月現董藤原日迦僧正の代に至り、瑞龍寺村雲尼公殿下を請して落慶大供養の式を挙げたり、宗務院は大正元年佐野宗務總監在職當時にあつて計畫せられたるが、其の落慶の式を挙げたるは大正三年六月六日なり、其他鎌倉龍口寺五重塔は日迦僧正該寺に主たるの際に創設せられたり。



次に記念碑に就ては既に建設せられたるもの、目下建設工事中有るもの、將に建設せられんとして今正に其の計畫中に屬するものあり、就中九州筑前博多灣頭に建てられたる、元寇紀念の宗祖銅像は、實に宗内に於ける紀念銅像建設の嚆矢なり、抑も此の元寇紀念碑建設の事たる、明治二十一年の頃、福岡縣知事等之が發起となり、縣下の事業として計畫する所ありしが、偶々明治二十三年夏、佐野前勵師同縣流川本佛寺に主たりしかば、里見日晴師と共に此事に與り、東奔西馳、櫛風沐雨、十有餘年、同三十七年冬十一月を以て落慶除幕の式を擧ぐるに至れるものなり、像の長三丈五尺下に三丈の臺あり、優姿屹然として松林の上に聳ゆ、像は東京美術學校教授竹内久一氏の設計に係り、岡崎雪聲氏擔任の下に成れるものなり。房州安房郡清澄山に於ける旭森の宗祖開宗紀念碑は、大正元年夏の頃、佐野宗務總監靈蹟保存の意味に於て之が建設運動を開始し、後ち千葉縣下の事業として建設するの運に至りしかば、佐野師は本宗の緇素を説き、淨財を投捨して其の業を助けつゝありしが、佐野師寂後、下總弘法寺なる酒

井日慎師其遺志を繼ぎ、大正三年七月二十八日遂に竣工して建碑の式を擧ぐるに至れり、碑石の重量一千貫に超ゆ、中央に刻して日蓮聖人開宗旭森靈跡と云ふ、該地は天津町に屬し、小字觀音南澤三百六十一番地にあり、岩地二畝二十二歩、實側面積一反餘畝歩にして清澄山の頂にあり、海拔三百米突に達し、松樅寺の巨樹を繞らし、東方は海灣遠く開け、眼界自ら宏濶を覺ゆ、南西北の三方は谿を隔て、群峰重疊し、地境又自ら幽邃の感あり、已上二者は既設のものに屬すと雖ども、瀬戸内海中に於ける牛ヶ島なる宗祖涅槃の大石像は、未だ工事中にあるが如し、該石像の發頭人は該島の所有者、岡山市西尾吉太郎氏なりと傳ふ、而して該島は香川縣香川郡に屬す、熊本市外花園村本妙寺なる清正公の銅像は、該寺住職金崎惠厚師の發意にかゝり、今正に之が計畫中に屬し、未だ建設着手の運に至らざるが如し、又本年七月下旬富士經ヶ嶽復興會なる者の創立せられ、富士登山の舉あり、これ又記念碑建設の計畫あるが如し。

#### 四 宗門の基礎事業



宗門の發展策に對する基礎事業とは他にあらず、日蓮宗護法協賛會是れなり、斯會は日韓合邦の成りし翌春即ち明治四十四年正月に於ける、朝鮮開教に對する第五臨時宗會と同時に設立せられたり、其の設立の意趣は本宗の教學を作振し延ては社會の改善を計らんと欲し、之が遂行の手段として先づ基礎金五十萬圓を宗内の緇素より募集せんとするにあり、而して其本部は本宗宗務院に置かれ、支部は各地方の録所にあり、會務執行の爲めに本部には總裁、理事長、理事、書記、特派布教師、支部には支部長、支部員等の役員を置く、寄金募集の方法は會員組織に依り、會員より徵集す、會員には名譽會員、特別會員、協賛會員、正會員の四種あり、具に護法協賛會々則の如し。

##### 五 宗風の發揚、信仰の涵養に關する團結事業

或は信念の涵養を計るが爲め、或は主義の主張の爲め、或は精神修養の爲め、或は宗風發揚の爲め、或は祖師日蓮聖人の人格研究の爲め、或は宗義研鑽の爲め、我が本化の教徒に依て營まる、所の會の種類甚だ多し、今一々

に其等の會の種類、其等の會の起原沿革、會則、内容等を説明するの餘有を有せざるも、その重なる者の名を擧げ以て現代に於ける宗勢の趨向を知るに便せんと欲す、曰く村雲婦人會、天晴會、法華會、澍洽會、日宗唯一青年團、青年協會、布教會、清國布教會等是れなり、就中村雲婦人會は本宗の優婆夷を以て成り、上には村雲瑞龍寺尼公殿下を戴き、全國の各支部に於ても時々講演を開き、宗風の感化に依て、本宗婦人として淑徳を全ふせんと欲するにあり、天晴會は明治四十二年の頃、脇田堯惇、本田日生の兩僧正發起となり、朝野の諸名士を中心として、日蓮聖人の人格鑽仰の目的を以て立てられたり、法華會は本年四月、山田三良、小林一郎等の諸名士に依て發起せられ、日蓮主義を現代に主張せんと欲するを以て目的とせり、澍洽會は本宗僧侶若くは本宗青年にして、帝國大學に學籍を置ける者に依て成立し、時々講師を聘して講演を張り、以て吾祖の教義を研鑽せんと欲するにあり、之は大正元年の頃、加藤文雄師等の發起せる所なり、唯一青年團は大阪に於ける本宗青年緇素に依て成り、青年協會は東京に於ける本宗青年僧



侶に依て成る。布教會は東京市附近の有志僧に依て成り、布教傳道を以て目的とす。清國布教會は明治卅七八年に於ける日露戰役後現管長小泉日慈僧正(その當時靜岡市外貞松蓮永寺住職たり)時代の氣勢に鑑み、清國布教の急務を認め、自ら渡清して國狀を視察し、翌卅九年斯會を發起し、その會長となれるを初とす。爾來その經營施設する所、實蹟の大に見るべきものありしが、同四十二年小泉僧正身延に雄飛するや、その法嗣たる丹澤日京師は師蹤を繼いで蓮永寺に主たると共に同會の事務を統理しつゝあり。

已上此等の個人若くは共同に依て經營せらるゝ所の事業は實に是れ宗門の眞光明にして、それ等事業の着々として營まれつゝある所、即ち是れ宗門の眞生命の宿する所たり、但し此等諸種の團結事業の宗内に箇々分立するものあるは、一往宗門の慶事なるが如しと雖ども、再往之を考慮し來れば、開は畢竟宗内一部分の活動を意味するものにして、未だ宗門が全體として活動しつゝ、あらざること、を反證するものなり、されば予はそれ等幾多の團結事業の興隆に對して、滿肌の祝意を表すると同時に、開が將來に於て宗門の全體に擴充し、遂に打て一丸となり、宗門の全部分が常に同一歩調を以て活動飛躍せんことを翹望して止まざるなり、宗門が全體として躍動するに至らば、闊浮廣布亦期して待つべけんのみ。

## 日蓮宗史要終



大正三年十月十二日印刷  
大正三年十月十五日發行

著作權所有

不許複製

發行所

發著 印 印  
行作 刷 刷  
人兼 所 者

日蓮宗史要典付  
定價金壹圓

東京府荏原郡大崎町字桐谷二百十七番地  
日蓮宗大學中等科教授兼大學講師

磯野本精

東京市京橋區弓町十二・十三番地

栗野茂三郎

東京市京橋區弓町二十三番地

千代田印刷株式會社

東京府荏原郡池上村

日宗新報社

東京市芝區二本榎二丁目十八番地

日宗新報支社

振替東京二二六八番



# 日蓮聖人御遺文全集

正價金貳圓也  
送料金拾貳錢

日蓮聖人御遺文の全部を輯めたるものは本書なり、聖人の教義研究には是非共本書を十分精讀するの必要あり、實を云へば日本人は何事を措ても先づ大聖日蓮の御遺文を拜さねばならぬのである。

# 日蓮聖人要集

特製金七拾錢  
並製金五拾錢  
送料四錢

聖人御遺文中要篇五十通を収めすべて書き下しかなづきごなし携帯至便の袖珍本となしたるは本書なり、前の全集を研究必讀の聖典とすれば此の要集は教徒必持の教書なり

# 縮傳 日蓮聖人

正價金八錢  
送料貳冊貳錢  
拾參冊金八錢  
多數施用有割引

本書は宗門當代の青年貳拾餘家の筆になれる大聖人御一代記の簡にして要を得たる所謂縮傳なり特に青年協會の許諾を得て本社は之を發行し既に二版を重ねたり以て布教用の良書たるを知るべし

# 發行所

東京市芝區二本榎  
振替東京貳貳六八

# 日宗新報支社



# 日宗新報社發賣教書

磯野本精師著

## 日蓮宗教義大意

再版

正價金壹圓也 送料金八錢

著者が大學教授たる其職務の教案を開示して大宗門の教義を組織的に講述せられたるもの即ち本書なり、言文一致總かな付なれば誰れにも読み易く術語讀みくせ等をも之によつて自ら知る事を得べし。

優陀那和上著

## 佛界一覽註釋 合本

正價廿五錢 送料金四錢

著者は宗門近代の大學匠優陀那日輝上人にして、上人の五十遠忌に報恩施刻として改版發行せられたるは本書なり、宗門の信及安心を平易に説述したるもの、大學中等科には既に教科書として用ひらる。

本多日生師講述

## 法華經講演集

序說 正價五拾錢  
壽量品 送料六錢

## 訓譯法華經

本書は深川觀察師の訓譯にかゝる讀誦にもよく又攜帶至便なり  
正價金壹圓 送料八錢

## 日蓮大士眞實傳

聖傳多種なるも小川泰堂居士の著作たる本書の如く専門家にも尊重せられ一般人士にも歡迎せらるるは無し  
定價廿五錢 送料四錢

## 初心要義抄

加賀老和上の著初心の爲めに信仰の要義を懇説す  
一冊參錢 送料貳錢

## 本化道しるべ

故加藤文雅師が日蓮主義の要旨を通俗平明に述ぶ  
一冊五錢 送料貳錢

## 橘香集

(袖珍) 正價廿錢 送料四錢



324  
416



324  
416



終

